

## 悪太郎

「納豆一納豆一」と売り歩く少年。「納豆一納豆一」と声真似をしながら、後を付ける悪太郎。少年は泣きながら舞台を去る。度重なる悪戯に怒った村人達。悪太郎の後を付け、声真似をする。悪太郎は泣きながら舞台を去る。

小学校6年生の学芸会。悪太郎を演じたのは私。悪役と言えども主演。人生で主演になれたのはこれ一度。思えばあの日が人生のピークだった。



(竹内)

## 印紙税の改正について

先月号において、平成26年4月1日以後、法人が支出する飲食交際費に関して減税されることのお知らせでしたが、印紙税についても、平成26年4月1日以後、減税措置が適用されます。

具体的には、領収書等に貼付する印紙税が軽減されたほか、不動産の譲渡契約書や建設工事の請負契約書に係る印紙税についても税率が引き下げられますので、注意が必要です。

- ① 金銭又は有価証券の受取書のうち記載された受取金額が5万円未満(現行3万円未満)のものには、印紙税が課されない(平成26年4月1日以後に作成される受取書より適用)
- ② 不動産の譲渡に関する契約書・建設工事の請負に関する契約書に係る印紙税の税率の特例措置について適用期限が5年延長され、平成26年4月1日以後に作成される文書に係る税率が引き下げられる。

契約金額		改正前	改正後
不動産の譲渡に関する契約書	建設工事の請負に関する契約書		
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	200円
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1,000円	500円
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2,000円	1,000円
500万円超 1,000万円以下		1万円	5,000円
1,000万円超 5,000万円以下		1万5千円	1万円
5,000万円超 1億円以下		4万5千円	3万円
1億円超 5億円以下		8万円	6万円
5億円超 10億円以下		18万円	16万円
10億円超 50億円以下		36万円	32万円
50億円超		54万円	48万円

(大寺)

## 4月の税務

1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出  
4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者があるときは4月15日までに関係の市町村長に要届出
2. 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告  
申告期限…4月30日(道府県及び市町村)
3. 軽自動車税の納付  
(1)賦課期日…4月1日  
(2)納期限…4月中において市町村の条例で定める日
4. 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付  
納期限…4月中において市町村の条例で定める日
5. 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限…4月10日
6. 2月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税>  
申告期限…4月30日
7. 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>  
申告期限…4月30日
8. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>  
申告期限…4月30日
9. 8月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分) 申告期限…4月30日
10. 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>  
申告期限…4月30日
11. 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(12月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税> 申告期限…4月30日
12. 固定資産台帳の縦覧期間  
4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間
13. 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出の期間  
市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの期間等

# 【凝縮版】平成26年度労働・社会保険関係改正（動向）

— 3月24日開催・さくら研修会より —



## I. 労働保険関係

### 1. 雇用保険

(1) 育児休業給付金 (H26/4/1) 支給上限有

(1歳未満の子を養育するために育児休業を取得する場合)

現行 休業開始前賃金の50% ⇒ 改正 休業開始後6カ月間67%  
残りの期間50%

※残り(50%)をママに代わってパパが取得すると67%

(2) 教育訓練給付金拡充・教育訓練支援給付金創設(H26/10/1)

(3) 就業促進手当(再就職手当)拡充(H26/4/1)

(4) 助成金拡充(H26 予定) ・キャリアアップ助成金 ・トライアル雇用奨励金

### 2. 労災保険(H26/4/1)

(1) 一般拠出金率の改正 現行 0.05/1,000 ⇒ 改正 0.02/1,000

(2) 労災保険事業細目の削減・見直し

### 3. 男女雇用機会均等法の見直し(H26/7/1)

## II. 社会保険関係

### 1. 介護保険料率(H26/3)

1.55% ⇒ 1.72%(0.17%UP)

### 2. 産前産後休業期間中(労務に従事しなかった期間)の保険料免除(本人・会社とも)

対象者 ⇒ H26/4/30 以降に産前産後休業が終了

(竹内政代)

## 4月の社会保険労務

10日 一括有期事業開始届く概算保険料160万円未満:請負金額19,000万円未満の工事>(労働基準監督署)  
30日 労働者死傷病報告書の提出く休業4日未満1月~3月分>(労働基準監督署)  
健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)  
預金管理状況報告(労働基準監督署)  
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届  
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

※ 世界保健デー(7日)

## 会計制度

### ◆◆◆ 損益計算書について ② ~売上総利益~ ◆◆◆

今回は、損益計算書の概要をご説明いたしました。今回から、各項目の具体的な内容に入っていきます。

損益計算書は、会社の経営成績を5つに区分しており、上から①売上総利益、②営業利益、③経常利益、④税引前当期純利益、⑤当期純利益と表示されます。このように区分しているのは、各段階で利益の意味合いが異なるためです。今回は、①売上総利益について解説いたします。

損益計算書(売上総利益まで)  
自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日

売上高	×××
売上原価	×××
売上総利益	×× ①

#### 【売上総利益】

売上総利益は、売上高から売上原価を差し引いたものであり、会社が商品の販売やサービスを提供したことによって得たおもとの利益を表します。いわゆる粗利率を意味します。

このうち、売上高については物が売れて得た金額、サービスを提供して得た金額、などのようにイメージが付きやすいのですが、売上原価はどうでしょうか。

ここはなかなか難しいところですが、一応の目安としては、「販売やサービスの提供に直接要した費用で、売上に対応した分」が売上原価となります(商品を100個仕入れて90個売れたなら、90個分の仕入金額が売上原価となります)。

なお、売上総利益を売上高で割ると、いわゆる粗利率が計算できます。これを同業他社や前期以前の数値と比較することで、例えば販売金額の検討(粗利率が低い→価格設定が安いのではないか?)や仕入金額の検討(粗利率が低い→仕入単価が高いのではないか?)などに役立ちます。

(孝志洋)

## ◆◆◆ 個別工事原価台帳 ◆◆◆

間もなく、3月決算法人の申告期限です。建設業における決算の注意点として「未成工事支出金」が挙げられます。未成工事支出金は、未完成工事に要した工事原価項目を集計し、棚卸資産として計上するものです。内訳として「材料費」「労務費」「外注費」「経費」に分類して管理する必要があります。その管理方法の一つとして「工事別原価台帳」があります。

《工事別原価台帳の例》

工事番号:○-○○○

工事名称:さくら事務所改修工事

発生日	摘要	材料費	労務費	外注費	経費		累計
					内訳	金額	
3/15	生コン代	30,000					30,000
3/25	リース料				リース料	50,000	80,000
3/25	現場作業員		10,000				90,000
3/31	外注工事			50,000			140,000
	計	30,000	10,000	50,000		50,000	140,000

工事原価台帳を作成し、原価管理をすることが経営実態を把握するのに非常に重要な事項でありますので、一例のような台帳を作成することが望ましいです。  
(天羽)

## ◆◆◆ 冠婚葬祭でもらう金品に贈与税はかかるの? ◆◆◆

春になりました。入学、結婚などでお祝いでもらう方も多いと思います。これらに贈与税はかかるのでしょうか?

相続税法基本通達 21 の 3-9 にこうあります。

『個人から受ける香典、花輪代、年末年始の贈答、祝物又は見舞い等のための金品で、法律上贈与に該当するものであっても、社交上の必要によるもので贈与者と受贈者との関係等に照らして社会通念上相当と認められるものについては、贈与税を課税しないことに取り扱うものとする。』要するに、「冠婚葬祭でもらう金品が、社会通念上相当であるならば、110万円を超えていても大丈夫。」ということです。

ただし、「結婚資金で親からもらった○百万円を貯金して、他のことに使おう。」とすると贈与税が課税されます。課税されないのは、あくまでも結婚祝いや結婚資金の援助ですので、これが個人資産の構築のために利用されるのであるならば、**通常の贈与と同じですので、課税の対象**となります。ご注意ください。  
(坂田)

## ◆◆◆ 診療報酬改定の消費税分上乗せ ◆◆◆

平成26年度診療報酬改定では、消費税増税による医療機関等の仕入負担増に対して、全体として 1.36% (診療報酬本体 + 0.63%、薬価改定等 + 0.73%) の上乗せとなりました。

1. 診療報酬本体  
改定率 +0.63%

各科改定率	医科	+0.71%
	歯科	+0.87%
	調剤	+0.18%

2. 薬価改定等  
改定率 +0.73%

薬価改定	+0.64%
材料価格改定	+0.09%

増税への診療報酬の対応は、基本診療料に点数を上乗せすることを中心に対応し、補完的に個別項目に上乗せされます。主なものは以下のとおりです。

1. 医科診療報酬

現行	
初診料	270点
再診料	69点
外来診療料	70点
入院基本料等	各点数



改定後( )は消費税対応分	
(改)初診料	282点(+12点)
(改)再診料	72点(+3点)
(改)外来診療料	73点(+3点)
(改)入院基本料等	平均的に+2%程度上乗せ

2. 歯科診療報酬

現行	
歯科初診料	218点
歯科再診料	42点



改定後( )は消費税対応分	
(改)歯科初診料	234点(+16点)
(改)歯科再診料	45点(+3点)



(後藤)

◆◆◇ 生命保険を見直す時期 ◇◆◇

個人契約の保険の見直しが必要になるのは、結婚、就職、住宅の購入など、さまざまなライフイベントが発生した時です。必要な保障額は、常に一定ではなく、家族を取り巻く状況の変化によって変動するため、加入している保険の見直しが必要となります。

そこで、見直しのタイミングとポイントを御説明します。

婚約・結婚したとき

死亡保障額や医療保障額が適正かどうかを見直す。  
万一の時の死亡保障の受取人は、配偶者に変更する。

妊娠・出産したとき

万一の時は、家族が生活に困らないだけの死亡保障額があるかどうかを見直す。  
また、子供の教育費への備えに貯蓄型の保険を検討する。

住宅を購入したとき

住宅借入で購入し、団体信用生命保険に加入した場合、万一の時には、残った借入金は保険金で相殺される為、死亡保障を減額できる場合がある。

子供が独立したとき

子供が経済的に独立したら、貯蓄との兼ね合いで必要な保障だけに減額するという選択が可能。また、老後の医療保障の見直しをする。

既契約の保険料が負担になったとき

必要な保障だけを残し、貯蓄性のある保険より保障重視に見直すことで保険料を抑えることができる。

保険の更新のとき

更新か解約かを検討する。更新すると保険料は割高になる場合があるので、保障内容で解約や減額できるものはないかを確認する。また、保障額が足りているかどうかを確認する。

法人や相続との関連でさまざまなケースがありますので、御検討される際は、当社職員まで御相談ください。

(東條)

広告コーナー

まだまだ、広告募集中です！！

※掲載料金は無料ですので、ぜひ貴社のPRにお役立て下さい。お申込みいただいた方より順次掲載しております。広告内容については、お客様から提供された情報に基づいて作成されています。



**ラーメン食堂**  
**みっつぽし**

おしながき	手羽てりやき	¥100	餃子	¥250
	チキン南蛮	¥650	白ラーメン	¥500
	ちゃんぽん	¥780	カレーラーメン	¥700
	やきそば	¥500	炒飯	¥400etc

徳島市城東町1丁目2-5  
電話088-624-7779





このさくら通信を持って来店された方  
**手羽先1本無料**

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....  
.....  
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容は万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いません。また特定の商品や奨励品は中傷するものではありません。

さくら税理士法人  
さくら社会保険労務士法人  
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会  
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号  
ホームページ : <http://www.skr39.co.jp/>  
Eメールアドレス : [kimutake@js4.so-net.ne.jp](mailto:kimutake@js4.so-net.ne.jp)  
TEL : 088-625-2556  
FAX : 088-654-1181